

東京外かく環状道路(埼玉県内)の経緯

1. 主な経緯

昭和43年10月、戸田～三郷間を高架構造で都市計画決定。

外環沿線市の市民等から、住宅密集地・学校等を通るため、地域分断・生活環境の破壊を理由に反対運動を展開。

これを受け、昭和46年9月～48年8月、和光市・草加市・八潮市議会で、凍結・再検討等の請願採択されるとともに、埼玉県知事より国に対し、十分な環境対策を講じる等要望書提出。

このため、都市計画決定後の測量・設計説明等が進まず、和光・草加・八潮市及び反対運動地区は休止状態。

2. 転機となる対策

国は、沿道環境の保全を図るため、環境施設帯を配置した道路構造の見直し(幅員40mから62mに変更)を行い、昭和51年、川口市安行地区(延長400m)にモデル道路を整備。

〔・昭和49年、国より「道路環境保全のための道路用地取得及び管理に関する基準」の通達が出された。(環境施設帯設置)

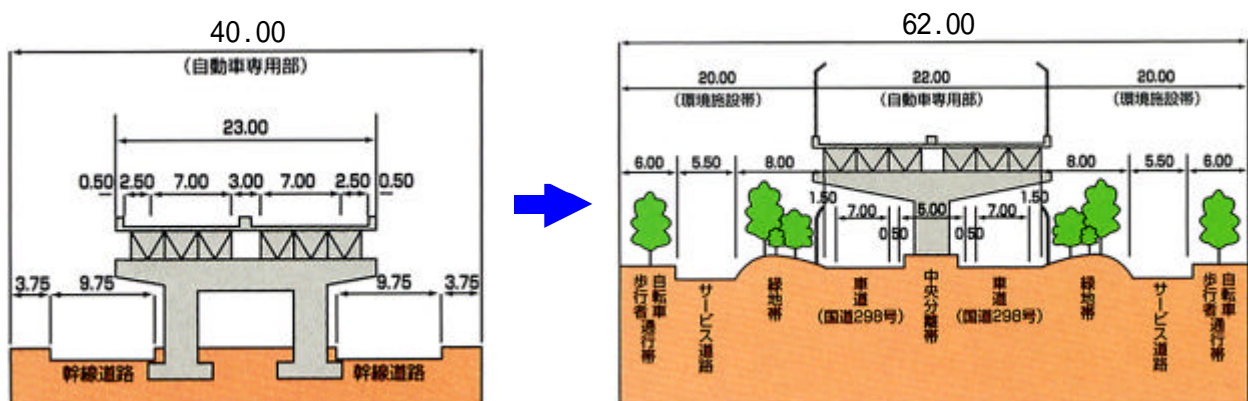
〔・昭和53年、国より「環境アセスメント実施に向けた通知」が出された。〕

モデル道路整備と共に、各関係自治体・関係沿線市民等へ環境施設帯を設けた検討断面等について、設計説明・現地見学・広報等で説明。

3. 結果

昭和52年頃から徐々に計画への理解がなされ始めた。

昭和55～57年に地元自治体の賛同が得られ、昭和59～60年に都市計画変更地元説明会等を実施し、昭和60年10月に都市計画変更告示(埼玉県内)。



東京外かく環状道路(千葉県内)の経緯

1. 主な経緯

昭和44年5月、千葉県区間を高架構造で都市計画決定。

外環沿線の松戸、市川市民等により、市街地等を通すため、地域分断・生活環境の破壊を理由に反対運動を展開。

これを受け、昭和46年6月から7月に市川市、松戸市、千葉県の議会で、凍結・再検討等の請願採択。

昭和50年9月、千葉県知事より建設大臣あて「市川市内の路線と道路構造等について再検討願いたい」との要望書提出。

このため、都市計画決定後の測量・地質調査等が進まず、一般国道6号以南は休止状態。

2. 転機となる対策

昭和62年10月、国は構造等の再検討結果を千葉県知事に提示

沿道環境の保全を図るため、掘割スリット構造を基本として植樹帯等の環境保全空間を確保した道路構造(幅員40mから60mに変更)とし、昭和61～62年に千葉県知事・市川市議会全員協議会・松戸市議会全員協議会・関係沿線市民等に再検討案を説明。

同年12月、市川市議会が『東京外郭環状道路対策特別委員会』を設置し、国も参考人として委員会に計画を説明するなど、提示案の調整・検討を行う。

(通算76回開催)

3. 結果

平成元年外環の建設促進を求める陳情(約1万7千名)が沿線市民から市川市長あて提出される。(平成2年には約5万7千名)

平成元年12月に松戸市長、平成5年6月に市川市長が建設計画を受入れ。

その後、都市計画変更地元説明会、公聴会等の手続きを経て、平成8年12月に都市計画変更告示(千葉県内)。

